

通院処遇ガイドライン案（概要）

このガイドラインは、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、「医療観察法」という）における通院処遇について、その概要を定めたものであるが、その他のガイドライン等と調整すべき点については、現時点では、必ずしも十分な調整状況ではなく、今後、最終的にとりまとめる過程で整合性を図るものとしている。

I 総論

- 1 医療観察法における通院処遇の位置づけと目標・理念
- 2 指定通院医療機関の役割と処遇方針
- 3 裁判所、法務省、厚生労働省との連携
→ 別途整理中の地域処遇ガイドライン等と整合性図りつつ今後整理予定

II 通院処遇の留意事項

- 1 基本的事項
 - 1) 医療情報の取り扱い
 - ・社会復帰調整官、保護者等への情報提供
 - ・指定通院医療機関相互の情報共有
 - ・関係機関・地域への情報提供等
 - ・個人情報の取り扱い
 - 2) 入院処遇との連携確保
 - ・精神医療・保健・福祉としての枠組み
 - ・指定入院医療機関からの情報入手と連携
- 別途整理中の地域処遇ガイドライン等と整合性を図りつつ今後整理予定
- 2 医療の質を確保する組織形態
- 3 治療プログラム
 - 1) 多職種チームによる個別の治療計画の策定と実施
 - 2) 精神疾患に係る薬物療法
- 4 治療評価と記録
 - 1) 繼続的な評価
 - 2) 共通評価項目
 - 3) 記録等の標準化 → 現在、様式等を整理中。

III 退院決定から処遇終了までの流れ（前期通院治療・中期通院治療・後期通院治療）

- 1 前期通院治療
 - 治療目標
 - 標準的なクリティカルパス
 - 診療内容の概要
- 2 中期通院治療
 - 治療目標
 - 標準的なクリティカルパス
 - 診療内容の概要